

2020年7月10日

お客さま 各位

東海労働金庫

預金等にかかる利用規定変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

下記のとおり定型約款に該当する預金等の利用規定を変更いたします。変更後の新規定は、変更前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

また、当金庫では、環境へ配慮した取組み等を推進するために、預金等利用規定を電子化しております。これまで口座開設時等に配布していた規定集（冊子）等の交付を原則取り止めておりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※最新の預金等利用規定については、当金庫ホームページでご確認ください。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当金庫本支店窓口へお申し出ください。

変更対象の規定

【その他の利用規定等】

ろうきんデータ伝送サービス利用規定、ろうきんANSERサービス利用規定

■変更の内容（通信回線の種別）

利用規定第1条に定める通信回線の種別について、これまでは「日本電信電話（株）の通信回線」としておりましたが、これを「通信回線」に変更して通信事業者を指定しない表記に改めます。

■適用開始日

2020年9月1日（火）

以 上